

山口処理場維持管理計画書

- 1 受け入れる一般廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に必要な当該一般廃棄物等の性状を確認するとともに、受入量を計量器(トラックスケール)により計量する。
- 2 施設への一般廃棄物等の搬入量は、当該施設の処理能力を超えないように処理計画を策定する。
- 3 施設の正常な機能を維持するため、下記の項目について定期的に点検を行う。
 - (1) 擁壁等流出防止設備
 - (2) 遮水設備
 - (3) 雨水等集排水設備
 - (4) 保有水等集排水設備
 - (5) 浸出水処理設備
 - (6) 飛散防止設備
 - (7) 発生ガス対策設備
 - (8) 搬入管理設備
 - (9) その他
- 4 浸出水が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の点検を行い、必要な措置を講ずる。
- 5 処分場の周縁地下水の水質検査を定期的(月1回程度)に行う。
- 6 施設からの排水は、公共下水道又は、河川に放流することとし、かつその水質は、放流先に応じた排水基準以下となるように排水処理設備を計画する。
また、放流水質については、定期的(月1回程度)に検査を行い、常に適正な施設の維持管理を行う。
- 7 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間以上保存する。